

設計課題 「歯科診療所併用住宅〔鉄筋コンクリート造2階建て〕」

1. 設計条件

- ある地方都市の市街地において、親子二代によって経営を営む歯科診療所併用住宅を計画する。
- なお、計画に当たっては、次の①～④に特に留意すること。
- ① 診療所部分と住宅部分は、出入口をそれぞれ独立して設けるものとし、屋内の1階部分で行き来ができるようにする。
 - ② 居間・食事室・台所から直接出入りできる位置に、ルーフテラス(面積は15m²以上)を設ける。
 - ③ 居間又は食事室、祖父室、ルーフテラスのいずれかから既存樹木を眺めることができるようにする。
 - ④ 診療所のスタッフが、昼休みに食事をしたり休憩時間に利用したりすることができる屋外テラスを設ける。

(1) 敷地

- ア. 形状、道路との関係、方位等は、下図のとおりである。
- イ. 第二種低層住居専用地域にあり、防火・準防火地域の指定はない。
- ウ. 日影規制については、考慮する必要はない。
- エ. 建蔽率の限度は50%、容積率の限度は200%である。
- オ. 地形は平坦で、道路及び隣地との高低差はなく、地盤は良好である。
- カ. 電気、都市ガス、上水道及び公共下水道は完備している。

(2) 構造、階数、建築物の高さ等

- ア. 鉄筋コンクリート造2階建とする。
- イ. 建築物の最高の高さは10m以下、かつ、軒の高さは9m以下とする。
- ウ. 建築物の外壁面及び柱面は隣地境界線から500mm以上離す。
- エ. 塔屋(ペントハウス)は設けない。

(3) 延べ面積等

- ア. 延べ面積は、「250m²以上、300m²以下」とする。
- イ. ピロティ、玄関ポーチ、屋外テラス、ルーフテラス、駐車スペース、駐輪スペース等は、床面積に算入しないものとする。

(4) 家族構成等

- ア. 住宅部分: 祖父(60歳代)、夫婦(40歳代)、子ども(小学生)
- イ. 診療所部分: 祖父(歯科医師)、夫(歯科医師)、スタッフ(4名)

(5) 要求室

下表のすべての室は、必ず指定された設置階に計画する。

部分	設置階及び室名	特記事項	
歯科診療所部分	1階 エントランス兼待合室	ア. 待合用のベンチ(計5席以上)を設ける。 イ. 客用の便所及び洗面コーナーを設ける。	
	診察室	ア. 治療用ブース(心々2,000mm×2,500mm以上)を3か所設ける。 イ. 治療用個室ブース(心々2,500mm×3,000mm以上)を設ける。 ウ. 治療器具を消毒するための消毒スペースを設ける。 エ. X線室(心々2,000mm×2,000mm以上)を付属させる。	
	受付	・ エントランス兼待合室に面した位置とし、受付カウンター及びカルテ棚を設ける。	
	相談室	ア. 治療の相談を受けたり説明を行なう。 イ. 診察室から直接行き来できるようにする。	
	院長室	ア. 面積は、4m ² 以上とする。 イ. 机及びいす、書棚を設ける。	
	スタッフ室	ア. スタッフの休憩や更衣、事務作業などに使用する。 イ. 面積は、8m ² 以上とする。	
	技工室	ア. 面積は、5m ² 以上とし、診察室からの動線に配慮する。 イ. 出入口に扉を設ける必要はない。	
	便所 機械室	・ スタッフ用とする。 ・ 広さは、心々2,000mm×2,000mm以上とする。	
住宅部分	1階 玄関	ア. 歯科診療所部分と行き来ができるようにする。 イ. 住宅用エレベーター及び階段においては、素足又は上履きとする。	
	2階	居間	ア. 1室にまとめる。 イ. キッチン、対面キッチンとしてもよい。 ウ. ルーフテラスと直接行き来できるようにする。
		食事室	
		食品庫	
		夫婦寝室	・ 洋室とし、収納(3m ² 以上)を設ける。
		子ども室	・ 洋室とし、収納を設ける。
		祖父室	・ 洋室とし、収納を設ける。
		納戸	
便所 洗面脱衣室 浴室	・ 広さは、心々2,000mm×2,000mm以上とする。		

(注1) 各要求室においては、床面積・広さの指定がない場合、床面積は適宜とする。
(注2) 1階の屋上を利用した位置に、ルーフテラス(面積は15m²以上)を設ける。

(6) エレベーター及びスロープ

- ア. 住宅部分には、住宅用エレベーター1基を設ける。
 - ・ エレベーターシャフトは、心々1,500mm×1,500mm以上とする。
 - ・ 駆動装置は、エレベーターシャフト内に納まるものとし、機械室は設けなくてよい。
 - ・ 出入口の幅の内法は、800mm以上とする。
- イ. 敷地内の通路の計画において高低差が生じる場合は、屋外スロープ(勾配は1/15以下)を設ける。

(7) 外構

- ア. 屋外に、自転車7台分以上(歯科診療所用4台以上、住宅用3台)の駐輪スペースを設ける。
- イ. 駐輪スペースは、1台分(歯科診療所用)を設ける。
- ウ. 駐輪スペース及び駐輪スペースは、ピロティとして計画してはならない。
- エ. 屋外に、診療所のスタッフが食事や休憩に利用するための屋外テラス(面積は12m²以上)を設ける。
- オ. 既存樹木(枝張り3m)は、現在の位置に保存するものとし、この部分には建築物、駐車スペース又は駐輪スペースを計画してはならない。

2. 要求図書

- a. 下表により、答案用紙の定められた枠内に記入する(寸法線は、枠外にはみだして記入してもよい)。
- b. 図面は黒鉛筆仕上げとする(定規を用いなくてもよい)。
- c. 記入寸法の単位は、mmとする。なお、答案用紙の1目盛は、5mm(部分詳細図(断面)にあつては、10mm)である。
- d. シックハウス対策のための機械換気設備等は、記入しなくてよいものとする。

要求図書 ()内は縮尺	特記事項
(1) 1階平面図兼配置図 (1/100)	ア. 1階平面図兼配置図及び2階平面図には、次のものを記入する。 ・ 建築物の主要な寸法 ・ 室名等 ・ 断面図の切断位置及び方向
(2) 2階平面図 (1/100)	イ. 1階平面図兼配置図には、次のものを記入する。 ・ 敷地境界線と建築物との距離 ・ 道路から建築物へのアプローチ、駐車スペース、駐輪スペース、屋外テラス、門(住宅部分)、塀、植栽等 ・ 屋外スロープを記入し、長さ及び勾配を記入する。 ・ 道路から敷地への出入口及び建築物への出入口に△印を付ける。 ・ エントランス兼待合室…ベンチ(計5席以上)、便所に洋式便器、洗面コーナーに洗面台、下足入れ(客用) ・ 診察室の消毒コーナー…消毒用のシンク、作業台 ・ 受付…受付カウンター、いす、カルテ棚 ・ 相談室…テーブル、いす(2席) ・ 院長室…机及びいす、書棚 ・ スタッフ室…ロッカー、テーブル(4席) ・ 技工室…机(幅は2,000mm以上)、いす ・ 便所…洋式便器 ・ 玄関…下足入れ ウ. 2階平面図には、次のものを記入する。 ・ 1階の屋根伏図(1階の屋根がある場合) ・ ルーフテラス ・ 居間・食事室・台所…台所設備機器(流し台、調理台、コンロ台、冷蔵庫等)、食器棚 ・ 食品庫…棚 ・ 夫婦寝室…ベッド(計2台)、机、いす ・ 子ども室…ベッド、机、いす ・ 祖父室…ベッド、机、いす ・ 納戸…棚 ・ 便所…洋式便器、手洗い器、手すり ・ 洗面脱衣室…洗面台、洗濯機、手すり ・ 浴室…浴槽、手すり ・ 部分詳細図(断面)の切断位置及び方向
(3) 立面図 (1/100)	ア. 北側(道路から見た方向)立面図とする。 イ. スロープについては外観で見える場合に記入する。 ウ. 隣地境界線(東側及び西側)を記入する。
(4) 断面図 (1/100)	ア. 切断位置は、南北方向とし、1階・2階それぞれの開口部を含む部分とする。 イ. 建築物の外形、床面及び天井面の形状がわかる程度のものとし、構造部材(梁、スラブ、地中梁等)を記入する。 ウ. 建築物の最高の高さ、軒高、階高、天井高、1階床高、開口部の内法寸法及び主要な室名を記入する。 エ. 見え掛かりの開口部(室の対向面に見えるもの)を記入する。
(5) 部分詳細図 (1/20)	ア. 切断位置は、外壁を含む部分とする。 イ. 作図の範囲は、2階床部分(2階の床面より上方200mm以上及び1階の天井仕上面より下方200mm以上)とし、外壁の壁心から1,000mm以上とする。 ウ. 主要部の寸法等を記入する。 エ. 主要部材(大梁、床スラブなど必要なもの)の名称・断面寸法・厚さを記入する。 オ. 外気に接する部分の断熱措置を記入する。 カ. 主要な部位(外壁、内壁、天井、床)の仕上材料名を記入する。
(6) 面積表	ア. 建築面積、床面積及び延べ面積を記入する。 イ. 建築面積及び床面積については、計算式も記入する。 ウ. 面積の数値は、小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てる。
(7) 計画の要点	・ 建築物及び敷地の計画に関する次の①～③について、具体的に記述する。 ① 診療所部分の計画について、工夫した点 ② 住宅部分の計画について、工夫した点 ③ 外構計画について、工夫した点

敷地図 (縮尺: 1/500)

